

唐代州刺史研究 — 京官との関連 —

長 部 悦 弘

序

唐代において、州刺史ほどそれに当てる人材を確保するのに、皇帝以下朝廷首脳部が嚮心し議論の対象となった官は少ないであろう。州刺史は国家の基底部たる各地方の民政を掌る地方行政機構の最高官であるが故に、朝廷首脳部が州刺史に起用する人材によく注意を払っていたことは、太宗が侍臣に「人を治むるの本は、刺史の最も重きに如くはなきなり。」と語り、屏風上に刺史の姓名を記して常に眺め、勤務評定をその下に書き込んだという事実から、その一端がうかがえる（『唐会要』六八刺史上、『貞觀政要』三折官、『通典』三三職官典一五郡太守）。

州刺史は農民を主体とする地方民にとり、唐朝の統治を具体的に施行し自分たちの利害得失に直接関わる存在であ

り、一方唐朝にとっては州刺史の人材の好悪が唐朝の基底部たる地方行政を左右するが故に、関心の対象とされたのは当然であろう。

ここで従来の研究を振り返ると、唐朝の地方統治の要にもかかわらず、唐代の州刺史に関する専論は、築山治三郎氏の手になる「唐代の刺史について」並びに『唐代政治制度研究』第二節「地方官僚の遷転と考課」第五章「官僚の選授・考課・俸禄」の2篇があるのみである。一九八七年には、郁賢皓氏が編纂した『唐刺史考』全五卷（江蘇古籍出版社）が上梓された。これは『旧唐書』・『新唐書』・『全文』・『文苑英華』・各地方志の文献資料に加えて、墓誌をも併わせて、唐代の州刺史の被任命者・任命時期・任官地を十五道に分けて、網羅的に整理した一大資料集である。郁氏の編んだ資料集が世に出たお蔭で、唐代の州刺史

について以前より個別具体的に知ることが容易となり、それに伴ない唐代の州刺史に関する研究はより深化する可能性が生まれたのである。先行する築山氏の研究も、補正の必要が生じてくるものと考えられる。

小論では、築山・郁両氏の成果を手がかりに、唐朝による州刺史の任官状況の一端をうかがい、唐朝の地方統治のあり方を素描しようと思う。最初に考察の糸口を得るために、唐代における州刺史の選定に関する議論を一瞥しよう。

第一章 州刺史に関する議論

最初に唐代において、州刺史の選定に問題があると最も早く指摘した六三七年（貞觀11）の馬周の上疏を取り上げ、これを手がかりに話を進めよう。

天下に臨む者は、人を以て本と為す。百姓をして安樂せしめんと欲すれば、唯だ刺史・県令に在るのみ、県令は既に衆ければ、皆賢なる能わず。若し州毎に良刺史を得れば、則ち合境蘇息す。天下の刺史悉く聖意に称わば、則ち陛下巖廊の上に端拱し、百姓安んぜざるを慮らず。古自り郡守・県令は、皆賢徳を妙選し、宰相に擢昇

する有らんと欲すれば、必ず先に試みるに人に臨むを以てし、或いは二千石従り入りて丞相と為る。今朝廷独り内官のみを重んじ、県令・刺史は頗る其の選を軽んず。

刺史は多く是れ武夫・黠人なり。或いは京官の職に称わずして方めて始めて外に出づるなり。而して折衝・果毅の内、身材の強き者、先ず入りて中郎將と為り、其次始めて州任に補せらる。辺遠の処、人を用ゆること更に軽く、其の材の幸蒞に堪え、徳行を以て称擢せらるる者、十に一なる能わず。百姓の未だ安んぜざる所以は、殆んど此れに由る。

〔旧〕七四馬周伝、以下〔旧〕は「旧唐書」の略

馬周の言う京官の不適任者で外に出された者とは被左遷者を指すのであろう。となると、州刺史となったのは当時武人か被左遷者ということになる。また貞觀末年には選ばれる側であった士大夫も多くは京官を求め、外官に出るのを悦ばなかった（『通典』三三職官典一五郡太守）。

ところで築山氏は、内官偏重の風は唐一代を通じて存在していたと言われ、天宝の乱以来外官を重んじたという趙翼の説（『陔餘叢考』一七「唐制内外官、輕重先後不同」）を否定している。そこで小論では州刺史の任官状況を考え

る上で、内外官軽重問題に先ず焦点をあてることとする。最初に行論が混乱しないように、確認しておきたい事柄がある。それは内外官を軽重視する主体が何か、ということである。今試みに『陔餘叢考』一七「唐制内外官、軽重先後不同。」をみると、天宝以前に内官（京官）が重視され、外官が軽視されていたとする論拠の一として引かれてある。「今朝廷独り内官のみを重んじ、県令・刺史は、其の選を輕んず。」「旧」七四馬周伝、前出）では主体が内外官の人事を掌る朝廷であり、肅・代宗以後、内官が輕んぜられ外官が重んぜられた証拠として用いられた「薛邕は左丞より歙州刺史に貶せられ、家人之を降すことの晩きを恨む。崔祐甫、吏部員外郎に任ぜられ、洪州別駕と為るを求むるに至る」〔新〕一三九李泌伝、以下〔新〕は『新唐書』の略）では、朝廷から人事の選定を受ける士大夫である。朝廷と士大夫とは、人事をめぐって選定する側とされる側とにその立場は分れる。『陔餘叢考』の著者趙翼は、朝廷の立場から唐代前半期は外官が軽視され、士大夫の立場から唐代後半期は外官が重視されたと述べており、内外官の軽重を異なる二つの立場からみているのである。私は一つの事象の変化を追うのに視点を一つに固定する必要があると考え

る。したがって、小論では朝廷の州刺史任用に視点を定めることとする。

ところで前にみた馬周の上疏によると、貞觀時代に州刺史になる者は、武人か京官の被左遷者であった。この中、京官とは文官を指したものであろう。馬周の意のある所を汲み取ると、先ず州刺史に就けて牧民の才を試した後、丞相に任ずべきであるということである。更に敷衍して言う、武人を州刺史に任ずるのではなく、京官と州刺史との間に、恒常的な遷転徑路を設置するようという主張が含意していたとも考えられる。

貞觀以後、州刺史の人選について論議がひき続き起ころが、武人が州刺史になる問題よりむしろ京官と州刺史との間に遷転徑路を設ける問題が論議の焦点となった。したがってここでは、京官と州刺史の間の遷転問題に焦点を絞ることとする。

京官と州刺史との遷転問題は、八世紀初、七〇七年（景龍元）から七二四年（開元12）にかけて活潑に論議され、対策が講じられた。年代は正確に決められないが、景龍年間に盧懷慎が京官の員外官中、才能・度量・見識が州刺史・長史・司馬・県令となるのに十分な人物をそれらの官に遷

擢するよう上疏した〔旧〕九八盧懷慎伝、〔新〕一二六同伝)。この時は聴き納れられなかったが、恐らくこの盧懷慎が上疏した後になると思われる七〇八年(景龍2)に京官で牧民の才のある者には外官を与え、外官で清慎という評価を博した者には京官を授けるよう詔勅を下した(『唐会要』六八刺史上)。

しかしながら、この詔勅がまだ効力を発揮しなかったのか、翌七〇九年(景龍3)には韋嗣立が上疏し、近年来、京官で罪を犯したり声望が下の者を州刺史に派遣し、吏部の選人中、高齢で文案を作成できない者を県令に任じていると批判し、刺史・県令には才能に声望ある者を充て、更には尚書省の侍郎、中書省・門下省・左右御史台・五品以上の清望官は州刺史・県令から選ぶよう建議した〔旧〕八八韋嗣立伝、〔新〕一一六同伝)。七一〇年(景雲元)には、寧原暉が州刺史の職が軽んぜられているのを是正すべく、尚書省の空いた官には州刺史から人材を求め補任するよう上疏した(『唐会要』六八刺史上)。七一年(開元3)には張九齡が州刺史は長安周辺及び雄・望と序列が付けられた州(州の序列については後述)はまだ少し人材を選んでいるが、江南東西兩道・淮南道・隴石道・劍南道・河東道・

河北道・河南道の大夫を除いて適任者でなく、京官から(州刺史として)出ていった者は、その身に罪があったり、政治上業績がなかったり、州刺史が左遷のポストとなっていると訴えた〔新〕一二六張九齡伝)。

一方、唐朝の対応をみると、七一八年(開元6)に至ると、京官中歴任政績の良い者を州刺史に任命するよう詔勅を出した(『唐会要』六八刺史上)。七二〇年(開元8)には清望官が空いた場合、州刺史から選び、都督・刺史は京官から選び郎官(郎中・員外郎)は州長史・司馬と県令から取るよう勅令した(同上)。この詔勅は、それまでに下された詔勅中、京官と州刺史との遷転関係を最も具体的に明示したものである。七二四年(開元12)には、以後三省の侍郎が欠けた時には先ず州刺史の経験者から後任者を選び、郎官が空いた時には先ず県令の経験者から後任者を選ぼう詔勅を下し、州刺史から三省侍郎へ、県令から郎官へ各々選る徑路が成立した(同上)。以上の3つの詔勅は開元時代に玄宗により発せられたものであるが、玄宗が州刺史を重視した姿勢は、七二五年(開元13)に自らの手で、吏部侍郎許景先を魏州刺史、大理卿源光裕を鄭州刺史、兵部侍郎寇泚を宋州刺史、礼部侍郎鄭温琦を邠州刺史に各々任命し、更に州

刺史に六人を加えた事実から見て取ることが出来る。『新』
一二八許景先伝)。

更に唐代後半期に入って間もない七六六年(永泰2)には
郎中の中州刺史に任命でき、員外郎は下州刺史に叙するこ
とができ、州刺史の官の価値を高め、同時に郎中・員外郎の
能力ある者を選ぶこととすると勅を下し、『唐会要』六八
刺史上)、郎官(郎中・員外郎)と州刺史との間に遷転徑
路が生まれた。郎官から州刺史に遷転できるようにするこ
とにより、州刺史の価値を高めようとしたのは、郎官が一
般に要官と目されていたからであろう。このように州刺史
が重視精選された背景には、安史の乱勃発後、至徳年間以
後、州刺史は団練使を加えられ、各州の兵権を掌握したこ
とがあったと思われる(『通典』三三職官典一五郡太守)。

七二〇年以降、唐朝が定めた州刺史と京官との遷転関係
をまとめると、州刺史↓清望官・州刺史↑京官(七二〇年
成立)、州刺史↓三省侍郎(七二四年成立)、中州刺史↑郎
中・下州刺史↑員外郎(七六六年成立)である。

以上の如く唐代半ばに京官と州刺史との遷転関係が定め
られてから後には、例えば宣宗時代に薛逢が知制誥に推さ
れた折り、劉瑑が先朝の制度では給事中・中書舎人は先ず

州県官を経験する必要があるが、薛逢はまだ郡(州)を治
めたことがないので、先ず郡で試した方がよいと上奏して
巴州刺史に任ぜられた如く(『旧』一九〇下薛逢伝、『新』
二〇三同伝)、中書舎人と給事中となるためには、州刺史
を踏むことが前提条件であった。また宰相の鄭覃が嘗て華
州刺史を経験したところのある張仲方を欠員の生じた尚書侍
郎に用いようと上奏したところ、文宗が張仲方は州刺史と
してみるべき政績を残していないので任命できないと拒絶
した如く(『旧』一七一張仲方伝、『新』一二六同伝)、州
刺史時代の政績が尚書侍郎の任官を左右する例すらみられ
た。

以上みてきた如く、唐朝が八世紀初頭から半ばにかけて
州刺史と京官との間に遷転徑路を確立しようとして試み、唐後
半期にはそれが成立した感がある。つまり、唐前半期より
後半期の方が朝廷が州刺史人事を重視するようになったと
思われるが、次に個別具体的に州刺史と京官との遷転関係
を吟味してみよう。

第二章 京官と州刺史

唐朝の官僚機構において、三省六部が中枢を占めていた

ことは、今更改めて言う必要はないであろう。ここでもう一度前章でみた州刺史と京官との間に遷転徑路を確立する問題を巡る議論と詔勅を振り返ると、七一〇年の寧原悌の上奏では尚書省の空闕に充てる人材を州刺史から選ぶよう主張し、七六六年には郎中から中州刺史を、員外郎から下州刺史を各々選ぶよう勅を下しており、州刺史と尚書省との間に遷転徑路をつけようとしてきたのがわかる。更には七〇九年に韋嗣立が中書・門下両省・左右御史台と五品以上の清望官とともに尚書侍郎を州刺史・県令から選ぶよう上奏し、また七二四年には三省侍郎の一として中書侍郎・黄門侍郎とともに尚書侍郎を州刺史から選任するよう勅を下しており、いずれも尚書侍郎と州刺史との間に遷転徑路をつけようとしている点が共通している。七二四年に州刺史から選ぶよう詔勅を下した三省侍郎を各々人数の上からみると、中書侍郎と黄門侍郎が各二人で、尚書侍郎が九人（吏部・戸部・兵部各一人、礼部・刑部・工部各一人）であり、三省侍郎中、尚書侍郎が最も多くを占める。三省の九品官以上の人数を『唐六典』により比較すると、尚書省が一五九人で最も多く、中書省の四二人、門下省の三八人をはるかに凌駕し、三省全体の官員に占める比重が最大

である。したがって、州刺史と京官との遷転関係をつける上で、三省中、尚書省が最大の対象となったものと考えられる。そこで以下、尚書省の官を中心に州刺史との遷転関係をみていくこととする。尚ここでは尚書省と州刺史との遷転関係は尚書省から州刺史へ動く場合と尚書省へ州刺史から遷る場合の二種類の異動があるが、馬周・盧懷慎・韋嗣立の上奏で京官から州刺史への異動を取りあげ、七六六年の詔勅で京官である尚書省郎官から州刺史への異動を定めたことに鑑み、尚書省から州刺史への遷転に注目したい。大まかであるが、唐代の前半期と後半期とで内外官の軽重が築山氏の言われる如く一貫して内官偏重であったのか、或いは趙翼の述べる如く唐代後半期には前半期の内官重視・外官軽視の風が改まったのか、安史の乱を境に天宝以前の唐代前半期と至徳以後の唐代後半期とに分けて尚書省から州刺史への遷転状況を見比べることとする。因みに、州刺史には天宝以前辺境に置かれていたが安史の乱後内地に導入された節度使、江南に置かれたり内乱鎮定後節度使に替わって設けられた觀察使、他に華州・同州・雲州などに設置された防禦使は治所の州刺史を兼任したので、これらを含めた。

ここで郁賢皓氏の労作『唐刺史考』により尚書省から州刺史へ異動した官に眼をやると尚書令・都事・主事を除いた、尚書左右僕射・六部尚書・左右丞・六部侍郎・郎中（左右司郎中と六部郎中）・員外郎（左右司員外郎と六部員外郎）が認められる。遷転には、順遷と左遷の二種類があるが、先ずは順遷に焦点を当てることとする。

州刺史へ順遷した尚書省の官の絶対数を唐代前半期（天宝以前）と後半期（至徳以後）に分けて比較すると、いずれの官も前半期より後半期の方が州刺史に赴任した者が著しく増加した（I表参照）。増加数とともにその多い順に官を並べると、六部侍郎九一、六部尚書七二、郎中六一、員外郎四五、左丞一八、右僕射一四、左僕射一三、右丞一〇であり、六部尚書と六部侍郎の増加振りには眼をみはるものがある。また天宝以前には州刺史に任命される者が一桁の数しか認められない左右僕射・左右丞・員外郎は増加数が六部尚書と六部侍郎より落ちるけれども二桁に及び、特に員外郎の増加数が極立つ。

州刺史に赴任した者の中で、節度使・觀察使・防禦使の使職に任命された者の占める比率を唐代前半期と後半期に分けてみると、尚書左僕射は前半期〇%、後半期一〇〇%、

以下前半期と後半期の順に比率を列挙すると、右僕射は〇%、九三・三%、六部尚書は〇%、八一・六%、尚書左丞は一四・三%、七六%、右丞は〇%、六二・五%、六部侍郎は一四・三%、六〇・七%、郎中は七・一%、五・八%、員外郎は〇%、五・八%であり（I表参照）、唐代前半期に使職として赴任する前の官は、僅かに尚書左丞・六部侍郎・郎中が認められるのみである。使職中、唐代前半期に設けられた節度使は、七一年（景雲₂）に河西節度使が置かれたのが最初で、その後開元・天宝年間に辺境に限って十節度使が設置されたに過ぎず、節度使が内地に導入されて四〇以上成立して唐末まで存続した後半期とは、節度使の数・存在年数において遙かに少ないことから、尚書省から節度使に赴任した例が後半期より前半期の方が少ないのは当然である。翻って、唐代後半期に郎中・員外郎からの使職として地方に出る比率が僅かに一桁を示すに過ぎないのを除くと、いずれも六〇%以上である。特に左右僕射はいずれも九〇%以上で、六部尚書が八〇%以上であるのは、唐代後半期左右僕射と六部尚書から地方長官に出る場合、大部分が使職であったことを示す。

以上の考察から、尚書省から州刺史（使職を含む）へ順

遷する径路は、唐代前半期ではなく、後半期に定着したと言える。

さて、先に官僚の遷転を順遷と左遷とに分け、これまで尚書省から州刺史への順遷のみを考察したに過ぎず、もう一方の左遷をみてもみようと思う。尚書省から州刺史に左遷された絶対数を唐代前半期と後半期に分けて比較すると、前半期より後半期の方が増えた官は、尚書左僕射・六部侍郎・郎中・員外郎であり、減った官は、尚書右僕射・六部尚書・尚書左丞であり、同数であった官は尚書右丞である(Ⅱ表参照)。このように絶対数を比較すると、

I 表

官職	時期	京畿	関内	都畿	河南	河東	河北	山 東	山 南 西	隴 右	淮南	江 南 東	江 南 西	黔 中	劍 南	嶺 南	合計	使職
左僕射	前半期	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	後半期	1	0	0	2	2	0	1	4	0	1	0	0	0	3	0	14	14
右僕射	前半期	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	後半期	2	0	0	1	3	0	5	0	0	0	2	0	0	2	0	15	14
尚書	前半期	4	0	1	0	1	1	2	0	1	3	0	0	0	2	0	15	0
	後半期	13	0	10	7	13	1	10	7	0	5	5	2	0	8	6	87	76
左丞	前半期	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	1
	後半期	3	2	5	2	1	0	2	2	0	1	2	4	0	1	0	25	19
右丞	前半期	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0
	後半期	5	1	3	1	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	16	10
侍郎	前半期	9	2	3	3	4	3	1	0	1	0	0	0	0	2	0	28	4
	後半期	36	1	23	9	5	2	7	1	1	2	8	13	0	7	4	119	87
郎中	前半期	0	2	0	1	1	1	3	1	0	1	2	1	0	0	1	14	1
	後半期	0	2	2	5	9	0	2	4	0	5	34	8	0	2	2	75	4
員外郎	前半期	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	0
	後半期	1	0	1	1	1	0	10	6	0	7	17	4	0	0	2	50	3
中書人	前半期	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5	0
	後半期	9	0	7	0	3	0	0	0	0	0	5	6	0	0	0	30	14
給事中	前半期	0	0	0	3	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	7	0
	後半期	16	2	12	1	1	0	0	0	0	0	7	2	0	0	2	43	13

Ⅱ表

官 職	前半期	後半期
左 僕 射	1	2
右 僕 射	2	1
尚 書	12	8
左 丞	4	3
右 丞	1	1
侍 郎	16	22
郎 中	2	16
員 外 郎	1	16
中書舍人	4	6
給 事 中	5	10

Ⅲ表

官 職	前半期	後半期
左 僕 射	50	12.5
右 僕 射	66.7	6.3
尚 書	41.4	8.4
左 丞	33.3	10.7
右 丞	14.3	5.9
侍 郎	36.4	15.7
郎 中	12.5	17.6
員 外 郎	14.3	23.5
中書舍人	44.4	16.7
給 事 中	41.7	18.9

前半期から後半期にかけて増えた官と減った官にほぼ半々に分れるが、尚書省から州刺史への順遷数と左遷数を合わせた遷転数全体に占める左遷数の割合を唐代前半期と後半期に分けて比較すると、郎中が四・九%、員外郎が九・二%ずつ各々後半期の方が高いが、後半期絶対数の上で左遷数が増えた尚書左僕射と六部侍郎も含めて、尚書右僕射・

六部尚書・尚書左右丞も、後半期に左遷の比率が低く、後半期に左遷率の下った官が多い(Ⅲ表参照)。また尚書省全体から州刺史へ左遷する比率は、前述の官の左遷数の総和をそれと順遷数の総和を併合わせた総遷転数で割って算出すると、前半期三二・五%、後半期一四・六%で、全体として尚書省から州刺史へ赴く場合、後半期には左遷である比率が低くなったのが看取できる。

前章において我々は貞観時代に武人とともに京官から左遷された者が州刺史に任命されているのを論拠の一つに、州刺史の人材選定が軽んぜられていると上疏したのを確めたが尚書省から州刺史へと順遷する絶対数と左遷する比率が唐代後半期には低くなったことから、唐朝は唐代後半期には州刺史の人材選定を重視するようになったと考えられる。

ところで砺波護氏によると、尚書六部の郎中・員外郎の任を大過なく勤めた人物が中書舍人・給事中になり、やがて尚書六部の侍郎へと昇格してゆく。郎中・員外郎の次に就く中書舍人・給事中は、侍郎から更に宰相へと昇りつめるエリートコースの通過点に位置付けられている、尚書省の官と遷転径路上関わりある重要な官である。そこで、中

書舎人と給事中から州刺史への遷転状況へ眼を移すこととする。

中書舎人から州刺史への遷転は、順遷が前半期より後半期の方が多く（I表参照）。この中使職として赴任する比率は、前半期〇%、後半期四三・三%であり、左遷率をこれまでと同様の方法で算出すると、前半期四四・四%、後半期一六・七%で後半期の方が低くなる（III表参照）。

給事中から州刺史への遷転は、順遷が前半期より後半期の方が多く、使職として出る確率は前半期〇%、後半期三〇・二%であり、左遷率は前半期四二%、後半期二〇%で、後半期少なくなった。

中書舎人も給事中も、前半期に比べて後半期の方が、順遷数が多く、左遷率が低くなっており、後半期に両官から州刺史へ遷る径路が定まったと言える。また両官から唐代後半期になり使職に出るようになったのである。唐代後半期、エリートコースの一面を構成する中書舎人と給事中から州刺史への遷転径路が確立されたことは、尚書省からのそれとともに、唐代後半期、唐朝が州刺史の人事を重要視するようになったと判断を下す根拠に加えることができる。

私はこれまで、京官の尚書左右僕射・六部尚書・尚書左右丞・六部侍郎・郎中・員外郎・中書舎人・給事中から州刺史への遷転状況をみてきたが、州刺史の次に就いた官については全く言及しなかった。以上の官すべてに互り州刺史の次に任命された官を論ずることは、ここでは紙幅の關係からできないが、宰相に至る最有力コースの一面にはめ込まれている中書舎人に特に限って、それから州刺史に任命された後に遷転した官を一瞥してみよう。中書舎人から宰相に至る径路は、砺波氏が封演『封氏見聞記』により示しているので、次にそれを掲げ、参照することとする。

- 1 進士
- 2 校書(秘書省正九品上)
- 3 畿尉(正九品下)
- 4 監察御史(正八品上)
- 5 拾遺(従八品上)
- 6 員外郎(従六品上)
- 7 中書舎人(正五品上)
- 8 中書侍郎(正四品上)

唐代に中書舎人から州刺史へ遷った者三五人中、『新』・『旧』両唐書に立伝されていて州刺史に赴任してから以後辿った官歴が確認できるのは二六人である(①蕭嵩②張嘉貞③蘇晋④張延珪⑤張延賞⑥李紆⑦薛播⑧沈佺師⑨韋辟⑩張元夫⑪李虞仲⑫徐晦⑬白居易⑭令狐楚⑮蕭廩⑯周墀⑰崔龜從⑱曹確⑲曹汾⑳劉瞻㉑李景讓㉒梁載言㉓孫適㉔唐

扶^⑤王仲舒^⑥崔威^⑦。二六人中、地方官に留まり京官に帰らなかつたのは、七人である(⑧⑩⑬⑭⑮⑲⑳㉑㉒)。残り一人は州刺史に出た直後、あるいは更に他の地方官に遷った後、中央へ戻った。一旦地方へ出てから中央へ戻るまでの時間差はあるけれども、この一九人が中央に帰って最初に就いた官は、侍郎二人(②③④⑥⑭⑮⑯⑰⑱⑳㉑)、尚書左丞二人(①⑦)、左散騎常侍(⑪)、右散騎常侍(⑲)、尚書右丞(⑧)、太子左庶子(⑩)、御史大夫(⑥)各一人である。この中、唐代前半期に地方へ出た者は四人(①②③④)で、後半期に出た者は残り一五人である。このように唐代前半期より後半期の方が中書舍人から州刺史を経て中央に戻る者が多かったことから、前半期ではなく後半期中書舍人から州刺史を経て中央へ戻る道が固まったと言えよう。

さて中央に戻り最初に就いた官は、唐代前半期も後半期も侍郎が多く、その内訳は前半期が中書侍郎(②)・戸部侍郎(③)・礼部侍郎(④)各一人であり、後半期は戸部侍郎(⑰⑱⑲)三人、礼部侍郎(⑥⑭)・兵部侍郎(⑩⑮)各二人、中書侍郎(⑬)・工部侍郎(⑫)各一人であり、両時期とも一人が中書侍郎であるのを除いてすべて六部侍郎であった。唐代において中書舍人が昇進する官は、主として中書・門下

・尚書三省の侍郎であったと言われるが、中書舍人から一旦州刺史に出て、再び中央へ戻って最初に就いた官が侍郎であった一二人は、この遷転径路を辿ったと認められる。中央に復帰した時、最初に就いた官が侍郎でなかった者

も、唐代前半期には兵部侍郎(①)、唐代後半期には中書侍郎(⑥)、吏部侍郎(⑧)、礼部侍郎(⑦)、兵部侍郎(⑪)、刑部侍郎(⑬)にまで進んでおり、結局の所、一人(⑳)を除いてみな侍郎に至った。この六人は、中書舍人・州刺史と侍郎との間に、他の官を挟み込んだ形で進んだのである。更にその後宰相に進んだ者八人は、前に掲げた宰相に至るエリートコースの図の如く、いずれも中書侍郎を加えられたのである。

ここで前に掲げた六三七年(貞観11)の馬周の上疏を、もう一度みてみよう。馬周は京官は左遷されてはじめて州刺史に任命されたことを根拠のみに、州刺史の人事が軽視されている旨を上疏したが、以上考察してきた如く、要官と目される尚書左右僕射・六部尚書・尚書左右丞・六部侍郎・郎中・員外郎、中書舍人・給事中から州刺史に順遷した者が前半期より後半期の方が多く、以上の官から州刺史へ左遷された者が遷転者に占める比率は、前半期より後

半期の方が郎中と員外郎を除き全般的に低い点から、京官が左遷されてはじめて州刺史に任命されるという状況は、唐代後半期には是正される方向にあったとみてよいであろう。また馬周は、かつては先ず牧民の才を試してから宰相に任命したのだが、今は異なると峻かした状況が、中書舍人から州刺史を経て中央へ戻る者が前半期より後半期の方が多く、その中宰相となる者が前半期より後半期の方が多い点からみて、後半期には前半期に比べて州刺史から宰相へ昇る可能性が開けたと考えられる。前に我々は七二〇年(開元8)・七二四年(開元12)・七六六年(永泰2)に各々詔勅を下して京官と州刺史との間に遷転徑路を樹てるのに努めたのをみたが、以上の考察から唐代後半期にその徑路が前半期より機能したことを確認できた。換言すると、唐代後半期には前半期に比べて、朝廷が州刺史の人事を重視するようになった。

さて、これまで京官と州刺史との遷転関係を分析してきたが、京官が州刺史に任命されて赴いた地方については全く言及してこなかった。地方に目を向けると、どのような国家においても、国家にとり各地方の重要度が異なる。例えば、政治の中心、経済の中心、そこから近い所と遠い所

とでは、重要度が違うのは避けられない。それに伴ない、重要な地方とそうでない地方との間に、配置する人材に差が生じるものと予想される。ポストはそれに充てられる人材の好悪を判断する目安となり得よう。恐らくは重要なポストには優れた人材を充てたであろう。重要な京官から重要な地方へ州刺史として転出したものと想像される。そこで、次に京官のどの官からどの地方の州刺史に派遣されたか、検討することとする。

第三章 京官からの赴任地

第1節 十五道の州構成—州の等級制

京師から派遣された州刺史の任地を考察する前に、先ずは各地方の重要度を知るために、唐代における州の設置状況を、最初に俯瞰しよう。唐代には六二七年(貞觀元)に区内・河南・河東・河北・山南・劍南・嶺南の一〇道の監察区域が設定され、七三三年(開元21)には山南道と江南道を各々東道と西道に分け、黔中道・京畿道・都畿道を新たに置いて十五道に増やした。州県数は、六三九年(貞觀13)には州府三五八、県一五五一、翌年に高昌を滅ぼしてこれを併わせ、州府三六〇、県一五五七となり、七四〇年(開元

28)には郡府三二八、県一五七三となった(『旧』三八地理志一序、『新』三七地理志一序)。

唐代にはこのような監察区域が置かれるとともに、各州が格付けをされたが、長安周辺の同・華・岐・蒲四州を四輔、鄭・陝・汴・絳・懷・魏六州を六雄、宋・亳・滑・許・汝・晋・洛・虢・衛・相十州を十望と定め、残りの州を緊・上・中・下の四ランクに分類した(『通典』三三職官典一五郡太守)。州の上・中・下の三等級は、武徳令・永徽令・顯慶令・開元令により、管轄下の戸数を基準に定めた。

武徳令では三万戸以上の州を上州とし、永徽令では二万戸以上の州を上州、二万戸以上の州を中州と定めた。七三〇年(開元18)には四万戸以上を上州、二万五千戸を中州、二万戸未満を下州とし、六雄・十望・三輔と畿内の州を上州と同一視し、辺境の三万戸以上の州を上州、二万戸以上の州を中州すると勅した(『唐会要』七〇量戸口定州県等第例)。州の等級分けは、唐朝にとっての当該地方の重要度を表わす指標であり、等級が上がるにつれ、国家にとり当該州の重要度が増す。したがって大まかに言うと、一道内に上州の数が多ければ多いほど、当該道の重要度は益々高い

と見なすことができる。そこで各道の重要度を大掴みながらも把握するために、各道毎に等級別に州の分布状況を一瞥する。

さて、輔・雄・望・緊に格付けられた州を上州に数えた上で、『新』三八〜四三上地理志一〜六上に示されてある等級に基づき整理すると、上州が一二六、中州が一四、下州が一三七であり、中州が極端に少ない。各道毎に等級別に州の絶対数をみると、上州に限って言えば、最も多いのが河南道(二三州)・河北道(二二州)・江南東道(一四州)・江南西道(三州)であり、一方州の数が最も多い嶺南道は上州がなく、下州が大部分を占める。嶺南道とは対称的に、河北道・河南道・江南東道・江南西道に上州が最も多く集まっている点から、この四道が唐朝にとり重要地点であったことが窺える。上州の絶対数が最も多いのは上述の四道であるが、一道内の州の総数に占める上州の比率をみると、この四道に加えて、すべての所屬州が上州とみなされる長安周囲の京畿道と洛陽近辺の都畿道が最高の数値を示している。両道とも首都の周囲であるが故に、これは当然であろう。更に以上の六道以外の地方の重要地点には、例えば河東道の蒲州(河中府)・并州(太原府)、山南東道の

荊州(江陵府)、山南西道の梁州(興元府)、劍南道の益州(成都府)には各々府が置かれた。以上述べてきた上州・府の分布状況を踏まえつつ、次に京官から州刺史として赴いた先をみてみよう。

第2節 京官からの赴任地

前章において、私は唐前半期より後半期の方が州刺史へ遷るのが多かったことを確めた尚書左右僕射・六部尚書・尚書左右丞・六部侍郎・郎中・員外郎・中書舍人・給事中は、いずれも唐朝官僚機構の重要な官である。ここでも前章同様、これらの官に焦点を絞り、どの地方の州刺史に赴任するか、検討してみよう。尚、行論の都合上、尚書左右僕射は後でみることにし、六部尚書から考察することとする。

六部尚書から州刺史として赴いた地方を、前と同様に唐代前半期と後半期に分けて道毎に赴任者の人数により整理すると、前半期は京畿道四(以下数字は赴任者数)、淮南道三、山南東道・劍南道各二、都畿道・河東道・河北道・隴右道各一であり、九道に互る(下表参照)。六部尚書から州刺史へ赴いた者の総数全体に占める比率からみると、京畿道が二六・七%で最も多いが、絶対数からみると九道への

赴任者数の差が少なく特定の道に偏っているとは言えない。六部尚書から赴いた地方を州毎にみても同様で、最も多い州で揚州の三である。唐後半期には、六部尚書から州刺史へ赴任した者が前半期の一五人から八七人へと大幅に増加し、赴任先も先の九道に山南西道・江南東道・江南西道の三道が加わり、一二道に広がる一方、特定の道に偏る傾向も認められる。六部尚書から州刺史として赴任した道を見ると、六部尚書からの赴任者数全体に占める各道の比率は前半期に比べて低い道ばかりであるが、絶対数からみて京畿道・河東道各一三(各一四・九%、上記の比率、以下同じ)、都畿道・山南東道各一〇(各一一・五%)、劍南道八(九・二%)であり、前半期より六部尚書から赴任した者の数が多くなっている道がみられる。以上の五道中、赴任した州をみると、京畿道の岐州五、華州四、都畿道の河南府(洛陽)九、河東道の蒲州六、并州四、山南東道の襄州七、劍南道の益州五など、多く赴任している州がみられる。以上の五道以外にも、山南西道の梁州七、淮南道の揚州五、嶺南道の広州五が、六部尚書から州刺史として多く赴いた州である。以上、六部尚書からの赴任者の多い州を改めて整理すると、①兩京周辺(華州・岐州・河南府・蒲

州)、②漢水流域(襄州・梁州)、③①②以外の要地(并州・揚州・益州・広州)ということになる。以上の州の等級は、すべて上州以上であり、多く赴いた州はいずれも要地である。

六部尚書から州刺史を兼ねて使職に遷る場合は、唐前半期は全くなく、後半期は州刺史に赴任する者の八七・四％にも昇る。使職として赴任する場合、先に考察した州刺史として赴く任地とほぼ同じと考えてよいであろう。

尚書左右丞から州刺史に任命派遣された地方は、尚書左丞の場合、道毎に赴任者数を掲げると、唐代前半期は河東道・河北道各二、京畿道・都畿道・劍南道各一の五道で、特定の道に集中してはいない。後半期になると、前半期にみられた河北道がなくなり、河北道以外の上記の四道に内道・河南道・山南東道・山南西道・淮南道・江南東道・江南西道の七道が加わった。この中赴任者数の多い道は、尚書左丞から州刺史に赴いた者の総数に占める比率とともに掲げると、都畿道五(二〇％)、江南西道四(一六％)、京畿道三(一二％)であり、他の七道は二(八％)または一(四％)で、都畿道への赴任者がやや多い程度で、他の道との間に絶対数においても比率においても大きな差はないとみ

なしてよからう。赴任者数を州毎に多い順にみると、河南府三、華州・鄜州・陝州・襄州・梁州・鄂州各二、同州・褒州・郾州・蒲州・揚州・潤州・蘇州・宣州・潭州・梓州各一で、梓州を除いてすべて上州以上であり、いずれも重要な地点であるが、特定の州に偏ってはいない。

一方、尚書右丞から州刺史に出た者の赴任地を道毎にみると、唐前半期は京畿道・河南道各二、関内道・劍南道各一で、四道中特定の道に固まっていはいない。後半期は、前半期に赴任先であった劍南道を除いた三道に、都畿道・河東道・山南東道・淮南道・江南西道の五道が加わったが、京畿道が五(三一・三％)で最も多く、絶対数が他の道よりややあるだけで、特定の道に著しく集中したとは言えない。尚書右丞から赴任した州を多い順から並べると、京兆府・陝州各三、蒲州二、同州・華州・涇州・滑州・荊州・鳳州・揚州・洪州各一であり、すべて上州以上で重要地点ではあるが、特定の州に集まっていはいない。

以上考察した如く、尚書左右丞から特定の道や州に集中的に州刺史として赴任したとは認められないが、左右丞から赴任した州を併わせて改めて道とは別な地域の枠組で整理すると、①兩京周辺(京兆府・華州・同州・河南府・陝

州・蒲州)、②漢水流域(襄州・荊州・梁州)、③江南(潤州・蘇州・宣州・鄂州・潭州・洪州)、④①②③以外の重要地点(涇州・鄜州・滑州・袁州・鄂州・揚州・梓州)、⑤その他(鳳州)となり、左右丞両方から州刺史として赴任した者四一人の中、一九人(四六・三%)が①兩京周辺に集まっております、兩京周辺に派遣される傾向が強かったと言える。

尚書左右丞から使職に任ぜられた者は、唐代前半期は各々一と〇でほとんどなく、唐代後半期には各々二五と一六に大幅が増えて、京畿道の京兆府・同州・華州、山南東道の鳳州へ赴く場合以外、すべて使職の節度使として州刺史を兼務しており、したがって節度使としての任地の分布は州刺史のそれとほとんど同じである。

六部侍郎から州刺史へ選った者は、唐代前半期は京畿道九、河東道四、都畿道・河南道・河北道各三、関内道・劍南道各二、山南東道・隴右道各一で、九道に分布し、京畿道に三二・一%集まり京畿道にやや集まる傾向を示している。唐代後半期の赴任地は前半期にあった河北道が消え、代わって山南西道・江南西道・淮南道・嶺南道の四道が加わり、合計一四道に広がる一方、京畿道三六(三〇・三%)、都畿道二三(一九・三%)、江南西道一三(一〇・九%)の三

道に集中する傾向がみられた。更に以上の三道の中をみると、六部尚書同様に赴任者が特定の道に集まったのが認められる。それは、京畿道の京兆府二一・同州・華州各六、都畿道の河南府一六・陝州七、江南西道の鄂州五・宣州四であり、特に京兆府・河南府への赴任者が群を抜いて多い。以上の三道以外の道にも、山南東道の襄州五、江南東道の越州四、劍南道の梓州七、嶺南道の広州四が、六部侍郎から赴任した者が多い州に数えられる。

六部侍郎から州刺史へ多く赴任した州を整理すると、①兩京周辺(京兆府・華州・同州・河南府・陝州)、②漢水流域(襄州)、③江南(越州・鄂州・宣州)、④①②③以外の要地(梓州・広州)であり、とりわけとも兩京周辺への集中度が極めて高く五〇%に上る。尚、六部侍郎から赴いた州のほとんどは上州以上の州である。

六部侍郎が使職を帯びて赴く場合は、唐前半期には僅かに過ぎなかったが、後半期には八七(七三%)に増え、前に検討した州刺史の任地と多く重なる。

郎中(左右司郎中・六部郎中)から州刺史として赴いた道は、山南東道五、関内道・河南道・江南東道各二、江南西道・嶺南道各一の六道であり、山南東道が最も絶対数が多

いけれども、その絶対数自体さほど多い数とは言えず、特定の道に偏っているとはみなせない。唐代後半期は、前半期の六道に都畿道・河東道・山南西道・淮南道・劍南道の五道が加わった。この中赴任者が最も多い道は、江南東道三四(四五・三%)、河東道九(一二%)、江南西道八(一〇・七%)であり、江南東道だけで五〇%に迫ろうとしており、江南東西両道を併わせて江南全体で六〇%近くを占めている点は、これまで考察した六部尚書・六部侍郎とは異なる一大特色である。以上の三道の中をみると、赴任者が集中した州は江南西道内にはみられなかったが、江南東道の湖州一五・睦州九・蘇州四、河東道の魏州五が多い。郎中から州刺史へ赴任した者が多い地方を改めて整理すると、①兩京周辺(魏州)、②江南(湖州・睦州・蘇州)であり、総体的にみると江南へ配置される傾向が強い。

郎中から赴任した州の等級は、唐代前半期は上州以上一、中州〇、下州三であり、後半期は上州以上六三、中州八、下州四であり、江南西道の中州・下州へ比較的多く赴任しており、これまで考察した尚書・侍郎の中州・下州に赴任した数より多い点が特色である。郎中から使職として地方へ出た例は極めて少なく、その任地は唐代前半期が

青州一、後半期が容州二、鄂州・宣州各一が認められるのみで、使職として赴いた地方の傾向は言えない。

中書舎人から州刺史として赴任した道は、唐代前半期が河南道二、都畿道・隴右道・江南西道各一の四道で、四道中特定の道に偏ることはなかった。後半期は河南道と隴右道は消えたが、代わって京畿道・河東道・江南東道・嶺南道が加わり、六道が増えた。道毎に赴任者を見ると、絶対数から言って、これまで考察してきた六部尚書・六部侍郎・郎中・員外郎が赴いた数には及ばないが、それでもなお京畿道九(三〇%)、都畿道七(二三・三%)、江南西道六(二〇%)、江南東道五(一六・七%)、河東道三(一〇%)の如く、京畿道に赴任者がやや集中した。この四道内を更にみると、赴任者が比較的多い州は、京畿道の華州七、都畿道の河南府四、江南東道の越州三、江南西道の洪州・潭州各三であり、河東道には多い州がみられない。これらの州を整理すると、①兩京周辺(華州・河南府)、②江南(越州・洪州・潭州)に分けられ、この兩地域へ派遣される比率は各々五二・三%と三六・七%で、①の比率が高いが、②の比率も決して低い数値ではない。

中書舎人から州刺史として赴任した州の等級は、前半期

には上州以上三、中州二、下州〇で、後半期は上州以上二六、中州五、下州〇であり、後期の方が中州が増えている。また下州への赴任者が無い点、郎中・員外郎と異なる。尚書・侍郎に比べて、中州以下の州数が多いが、郎中・員外郎より少ない点の特徴である。

中書舍人から使職として出た者は、前半期は〇で、後半期は一三に増えたが、その任地を道別にみると、江南西道六、江南東道四、河東道二、都畿道一で江南に多く派遣された。内訳は、洪州・潭州各三、越州・福州各二、潞州・并州・陝州各一である。

給事中から州刺史として赴任した道は、前半期が河南道三、河東道・山南東道・淮南道・江南東道各一の五道で、河南道が最も多いが、絶対数からみて特定の道に偏っていたとはみなせない。後半期に赴任した道は、京畿道一六(三七・二%)、都畿道一三(三〇・二%)、江南東道七(一六・三%)の三道が最も多い。三道内の州をみると、江南東道は特定の州に集まらなかったけれども、給事中からの赴任者が多い州は京畿道の華州七・京兆府六、都畿道の河南府六・陝州五である。給事中から多く赴いた地域を整理すると、①兩京周辺(京兆府・華州・河南府・陝州)、②江

南であり、①で七〇%近くに達し、②が若干を占めるに過ぎない。

赴任した州の等級は、唐前半期上州以上七、中州・下州各〇で、後半期は上州以上三六、中州五、下州〇で、中州が増えたのが認められるが、下州が〇である点は中書舍人と共通で、中州以下の州の数が尚書・侍郎に比べて多いけれども、郎中・員外郎よりは少ない。

給事中から使職に任ぜられた者は前半期には〇であるが、後半期は一三に増加し、最も多く赴任した道は都畿道五で、これはすべて陝州である。

ここで、以上考察した六部尚書・尚書左右丞・六部侍郎・郎中・員外郎・中書舍人・給事中から州刺史として多く赴任した地方を、比較整理することとする。以上のいずれの官からも州刺史として赴任する場合、唐代前半期には特定の地方に偏ることはなかったけれども、後半期には赴任地に一定の傾向が現われた。それを単純化して言うと、尚書左右丞・六部侍郎・給事中は兩京周辺へ赴く傾向が強かったのに対して、郎中・員外郎からは江南地方へ派遣される割合が高く、中書舍人からは兩京周辺と江南へ配される比率が高かった。京畿道と都畿道を中核とする兩京周辺

も、江南東道と江南西道から成る江南も、前節で確めた如く上州の多い地域であり、周知の通り前者は政治上、後者は經濟上、各々唐朝にとり最重要地域である。唐朝は、後半期に六部尚書・六部侍郎・給事中から西京周辺の州刺史に派遣し、郎中・員外郎から江南の牧民官を任命することにより、唐朝官僚機構の重要なポストを占める優れた人材を唐朝の二つの最重要地域に配分したのである。

因みに郎中・員外郎から中州・下州の刺史へ出る傾向が六部尚書・尚書左右丞・六部侍郎・中書舍人・給事中より強いのは、前章でみた七六六年(永泰2)の詔勅の反映であろう。次に、これまで残しておいた尚書左右僕射から州刺史として赴いていった任地を考察しよう。

尚書左右僕射から州刺史として赴いていった道は、左僕射の場合、前半期が河南道一のみで、後半期は山南西道四、劍南道三、河南道・河東道各二、京畿道・山南東道・淮南道各一の七道に増え、絶対数の上で特定の道に偏ることはなかった。後半期の赴任地を州毎にみると、梁州四が最も多く絶対数としてはそれほど高い数値ではなく、以下蒲州・益州各二、岐州・汴州・徐州・襄州・揚州・梓州各一で、梓州を除いてすべて上州以上であり、重要地点とみ

なし得る州に任地が散っている。一方、右僕射から州刺史に任命された地方は、道毎にみると、前半期は関内道一、後半期は山南東道五、河東道三、京畿道・江南東道・劍南道各二、河南道一であり、後半期の六道中山南東道への赴任者が最も多く五人なので特定の道に偏っているとは言えない。唐代後半期の任地を州毎にみても、襄州三、蒲州・荊州・潤州・益州各二、京兆府・岐州・汴州各一であり、すべて上州以上の所ばかりで、左僕射同様特定の州に集まることなく、重要地点に少しずつ配置されたのが認められる。左右僕射はいずれも特定の州に偏って刺史に任ぜられはしなかったが、任地を整理すると、①西京周辺(京兆府・岐州・汴州・蒲州)、②漢水流域(襄州・梁州・荊州)、③江南(潤州)、④①②③以外の要地(徐州・揚州・益州・梓州)となり、主として①②④に大差なく派遣された。使職となった場合の任地も、後半期以後尚書左右僕射は州刺史として外に出る折り、一例を除いて節度使に任ぜられていたの

で、州刺史の任地と同じである。

結語

小論では第二章において、京官中、枢要の官である尚書

省の左右僕射・六部尚書・左右丞・六部侍郎・郎中・員外郎、中書省の中書舍人、門下省の給事中から、唐代後半期に州刺史(あるいは節度使・觀察使・防禦使などの使職)として前半期より地方に配される者の数が増えたことを明らかにした。第一章において、私は築山氏の唐一代を通じて京官(内官)偏重の風が存していたという説を紹介した。築山氏は天宝の乱以来外官を重んじたという趙翼の論を否定されたが、議論の視点となるべき内官を偏重したという主体がはっきり述べておられないので、その主体を仮りに唐朝政府と仮定するならば、築山氏の見解の当否を全面的に検討するためには、人事運営上、特に清要官に焦点を合わせて、専ら京官を経て外官に任命されなかった者と、京官のみならず外官をも踏んだ者との割合に時代により変化が生じたか否か、考察する必要がある。小論では、京官から外官への遷転の多少を検討したに過ぎず、唐一代を通じて内官偏重の風があったか否かは、判断を保留しておきたい。しかしながら内官偏重の風が唐一代を通じて存したということが、即ち唐一代を通じて外官を軽視したことを意味するならば、私のこれまでの考察からみて修正を要すると思う。唐朝は、唐代後半期には前半期に比べて外官の州刺

史の人材選定を重視し意を用いたのである。

次に先に掲げた京官から州刺史として赴く地方を考察し、州刺史に任命される者が増えた唐代後半期に重要地域が任地に選ばれる傾向の強かったことが判明したが、これも前半期に比べて後半期に外官が重視されるようになった証佐の一に加えられよう。

小論で考察の対象とした京官は文官であるが、一方唐代において馬周が六三七年(貞觀11)の上疏で多いと述べた武人出身の州刺史も散見する。小論ではこれまで武人と州刺史との遷転関係については全く論じてこなかった。両者の遷転関係を考察することは小論ではできないが、ここでは考究の対象とした京官の六部尚書・六部侍郎・中書舍人・給事中から州刺史へ赴任した者が最も多かった京畿道の京兆府・華州・同州・岐州に限って、その赴任者を文人と武人とに分類整理し、両者の割合を算出することにより、唐朝の京畿道内における人材配置の意図を測り、小論を締め括ることとする。尚、文人と武人とに分類する目的は、各々の州刺史への遷転径路を闡明するためではなく、むしろ州刺史に赴いた者の資質傾向を大まかながらも把握する目安とするためである。文人と武人とに分けるに当たり、私

は科擧の合否・官歴・出自を根拠とした。極端な場合には、州刺史へ動く直前の前任官が不明であっても文官畑を大体辿っていたり、官歴が詳らかでなくても士大夫の家の生まれであれば文人に数えた。武人についても閲歴が不明な場合には、家柄・民族といった出自を参考に決めた。各州の刺史中に占める文人と武人の割合を比較対照することにより、唐朝官僚機構中、枢要な地位を与えられていた文官たる六部尚書・六部侍郎・中書舎人・給事中から唐代後半期に京畿道の州刺史に多く選ばれた所以が浮彫りになると期待される。以下、京畿道内の州刺史への赴任者を宗室・文人・武人・不明に分け、且つ科擧合格者・郎官経験者の項目を立て、各項目該当者が各州刺史赴任者全体に占める割合を記したIV表を参照しつつ論を進める。

先ず文人が州刺史に任命された比率からみると、京兆府・同州・華州・岐州・邠州の順で、上位三州は各々文人が各州刺史赴任者全体の七五〇%を占めて上位グループを形成し、邠州が最も少なく、岐州は上位三州と邠州の間に位置する。文人出身者中、科擧合格者が各州刺史赴任者全体に占める割合は、華州・京兆府・同州・岐州・邠州の順であり、上位三州の割合は各々三〇〜四〇%であり、邠

IV 表

	京兆府	華州	同州	岐州	邠州	涇州	成都府
宗室	9.9	3.8	3.6	11.3	9.4	4	14.6
文人	78.6	75	78.4	55.6	36.5	33.3	65.7
合格者	37.4	40.2	32.4	21.0	12.9	9.3	29.2
郎官	46.1	51.5	40.3	24.2	16.5	8	38.0
武人	4.1	8.3	7.2	23.4	40.0	36	6.6
不明	7.4	12.9	10.8	9.7	14.1	26.7	13.1

合格者は文人中に含まれる科擧合格者
郎官は文人中に含まれる諸官経験者
数字の単位は%

州が最低で、岐州は両者の中間である。また郎官経験者の比率は、科擧合格者同様、華州・京兆府・同州・岐州・邠州の順で、上位三州が四〇〜五〇%くらいであり、最低が

邠州で、両者の中間に属するのが岐州であった。一方、武人の割合は、邠州・岐州・華州・同州・京兆府の順で、文人のそれとは順位が逆転する。各州毎に文人と武人の比率をみると、京兆府・華州・同州では文人が武人を圧倒し、邠州では武人が文人を僅かに上回り、岐州は前の三州と邠州との中間形態で、文人の方が多い点では邠州と異なるが、かと言って前の三州の如く文人が武人より圧倒的に多いでもない。

それでは京兆府・華州・同州・岐州・邠州の五州がいずれも京師長安に隣接する京畿道に属するにもかかわらず、前の三州と邠州との間に、何故このように文人と武人の比率に相違が生じたのであろうか。それは京畿道の西にある邠州が、その東に位置する京兆府・華州・同州と異なり、八世紀半ば乾元年間以後、安史の乱を鎮定するために河西・隴右・朔方地方の鎮兵を内地に振り向けた結果、西北地方の警備が手薄となったのに乗じて、吐蕃が唐朝の西北辺を侵食して、「鳳翔(岐州)の西、邠州の北は尽く蕃戎の境」(『旧』一九六上吐蕃伝上)と化し、吐蕃の侵入に直接さらされるようになったからであると考えられる。『旧』一九六上・下吐蕃伝上・下から吐蕃が邠州に入寇した記述を拾う

と、七六三年(広徳元)九月、七六四年(同2)九月、七六五年(永泰元)九月、七六八年(大暦3)八月、七七三年(同8)十月、七八六年(貞元2)八月、七八七年(同3)十月、七八八年(同4)五月の8度が挙げられる。中でも七六三年の入寇時には、長安を十五日間占領したことは、よく知られている。七六〇年(上元元年)に郭子儀が邠州刺史(邠寧・鄜坊両道節度使)に任命されて以降、八四三年(会昌3)に高承恭が邠州刺史(邠寧節度使)に就くまで特に武人出身者が集中しているのは、吐蕃に対抗するためであったにちがいない。⁽⁹⁾それ故、邠州刺史は京兆府・華州・同州の刺史に比べて武人が多くなったのであろう。更に参考までに京畿道ではないが邠州の西方に接し、吐蕃が邠州を侵す前に必ず蹂躪した涇州の州刺史(涇原節度使)に任命された者を見ると、武人の方が文人をやや上回っており、邠州に近い割合を示している。涇州刺史が七六八年(大暦3)に馬璘が任ぜられて以来、八四三年(会昌3)に史憲忠が任命されるまでその多くが武人であったのは、邠州同様、吐蕃と軍事的に対決せざるを得ない位置にあったからであろう。⁽¹⁰⁾

ところで、京畿道内において邠州に次いで武人が選つてきた州刺史の多かった岐州もまた「鳳翔(岐州)の西北界

は涇原に接し、山谷の險無し。吐蕃、是れに由りて徑ちに往きて入寇す。」「旧」一四二王承元伝とある如く、「旧」一九六下吐蕃伝によると、七八六年(貞元2)九月、七八七年(同3)八月、七九七年(同13)十月の三度に互り、吐蕃の攻撃を受けた。岐州刺史もまた、七六五年(永泰元)に李抱玉が任ぜられ、八四六年(会昌6)に石雄が任命された時まで、任命された者の大部分が武人により占められたのは、吐蕃の進撃を拒するためであつたであろう。要するに、邠州と岐州への州刺史赴任者中、武人が多く占めたのは、吐蕃から首都長安を防衛する役割を担つたからである。

一方、京兆府・華州・同州の場合、州刺史の被任命者中、武人の占める割合が低かつたのは、軍事上の脅威に直接さらされること邠州や岐州より少なく、当該地での軍事よりも民政を重視していることとする唐朝政府の姿勢の現われとみなし得よう。州刺史の職掌は、「唐六典」三〇に治安維持・官僚の考課・徳化の宣布・人民の安撫・勸農・五教教諭・民情巡察などが掲げられており、その中特別な事柄を奏聞する他は通常文書行政を総轄する尚書省に報告する旨が記されており、尚書省との間で文書を往来し、加えて管轄下の県との間でも文書を交換した。したがって、州刺

史となる者に対して、その職務を遂行する上で文書処理の手腕を大いに問われることとなつた。例えば八〇六年(元和)に梓州に攻め寄せ叛乱を起こした劍南西川節度使劉闢を鎮定した高崇文は、叛乱平定後成都尹兼劍南西川節度使に任命された。彼は「州県の政を知らず」(「旧」一五八武元衡伝)、「吏治を知らず」(「新」一五二同伝)とあるが、実は文字を知らず、成都府で扱う文書が多いのを厭がつたと言われる(「旧」一五一高崇文伝、「新」一七〇同伝)。高崇文の例は、州・県の民政を掌る上で、文書処理が重要であつたことを示している。成都府は人口九三万を抱える当時屈指の大きな行政区でもあつたので、処理すべき文書が勢い増えたものと思われるが、原来武人であつた高崇文はこれを嫌い当時困境近くに位置していた邠州の刺史への転出を自ら願ひ出た(同上)。成都府の州刺史(成都尹)に任命された者を見ると、文人の比率と武人のそれを遙かに凌駕しており、邠州よりむしろ京兆府・華州・同州の文人と武人の割合に近い(IV表参照)。この三州は、邠州の如く軍事的脅威に直接さらされることが少なく、人口も邠州が一、二万五千であつたのに対して京兆府一九六万、華州二二万、同州四〇万で多かつたので、永徽年間に年少にして同州司

戸参軍となつた裴琰之が同州刺史の李崇義に軽んぜられ「同(州)は三輔にして吏事繁し。子盍そ便官を求めざる。此に留まることなかれ。」と言われ、積んであつた文書数百件を一日の中に片付けて李崇義を驚かせた如く(「新」一三〇裴灌伝)、以上の三州は処理する文書が邠州よりも多くなり、それに伴ない三州の刺史に対しては軍事的才能より民政能力、特に文書を処理する能力が多く求められたものと考ふる。したがって邠州に比べて京兆府・華州・同州の刺史には、史乗に散見する如く文字を知らぬことの多い武人⁽¹³⁾よりむしろ文字に通じた文人が多く任ぜられ、とりわけても文書を総轄する尚書省の六部尚書・侍郎、詔勅を起草する中書舍人、詔勅に対する封駁権を有した給事中などを経験し、文書を処理するのに慣れた者を派遣する先として多く選ばれたと思う。京畿道以外の州で、以上の京官が多く赴任している地方についても同様のことがあてはまると予想されるが、後日稿を改めて考察したい。

〔注〕

(1) ①「唐代の刺史について」(「史潮」六二・六三合併号、一九五七年)但しこれは、論考ではなく、一九五六年度大家史学会での研究発表の要旨である。

②「唐代政治制度研究」五二二頁(創元社、一九六七年)。

この他、③張榮芳「唐代京兆尹研究」(学生書局、一九八七年)、④辻正博「唐代貶官考」(「東方學報」六三、一九九一年)の二篇が州刺史に関する研究であるが、③は京兆尹に限った研究であり、④は左遷に限定した研究であり、州刺史について全面的に論じたものではない。

(2) ①①要旨、②書。

(3) 孫国棟「唐代中書舍人遷官途徑考釈—兼論唐代中央政府組織の変遷と職権的転移」(「唐宋史論叢」三七頁、龍門書店、一九八〇年)によると、郎官は中央の要官へと進む折りに陪官であり、人材の集まる官である。

(4) 左遷者は、①④論文に付された「唐代貶官者一覽」を参照した。

(5) 砺波護「唐の三省六部」(「唐代政治社会史研究」二二四頁、同朋舎、一九八六年)。

(6) 砺波護「唐代の県尉」(5)書一五九頁。

(7) 二人の立伝箇所は、次の通りである。番号は、本文中人名に冠したのと同じである。数字は上段が「旧唐書」の立伝箇所、下段が「新唐書」のそれである。

①九九・一〇一、②九九・二二七、③二〇〇・二二八、④一〇一・一一八、⑤一二九・一二七、⑥一三七・一六一、⑦一四六一五九、⑧一四九・一三三、⑨一六〇・なし、⑩一六二・なし、⑪一六三・一七七、⑫一六五・一六〇、⑬一六六・一一九、⑭一七二・一六六、⑮一七二・一〇一、⑯一七六・一八二、⑰一七六・一六〇、⑱一七七・一八一、⑲一七七・一八一、⑳一七

七・一八一、⑳一八七下・一七七、㉑一九〇中・二〇二、㉒一九〇中・なし、㉓一九〇下・八九、㉔一九〇下・一六一、㉕一九〇下・一七七、但し㉖は『旧』一七下文宗紀下大和五年八月の條参照。

(8) (3)論文(3)書三七頁。

(9) 『唐刺史考』(一)一六五～一七〇頁。

(10) (9)書(一)二四九～二五六頁。

(11) (9)書(一)一四五～一五三頁。

(12) 嚴耕望「論唐代尚書省之職權与地位」(『唐史研究叢稿』四頁、新亞研究所、一九六九年)。

(13) 武人が多く文字を知らなかったことについては、後日別稿で詳しく論ずるつもりである。

(奈良大学非常勤講師)